

総行給第45号  
平成21年3月31日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について（通知）

国家公務員の退職手当については、昨年（平成20年）の第170回国会において国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年法律第95号）が成立し、また、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第75号）及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年政令第76号）が、本日、公布され、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律は、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、下記の事項にご留意の上、別紙の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）及び新旧対照表を参考とし、規定の整備を図られるようお願いいたします。

また、この旨、貴都道府県内の市区町村及び退職手当組合等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

- 1 今回の国家公務員退職手当法の一部改正は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設けるものであり、地方公務員の退職手当制度においても同様の措置を講ずる必要があると考えられること。

- 2 今回の国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえた「国家公務員退職手当法の運用方針（総務大臣通知）」においては、退職をした者が改正後の国家公務員退職手当法第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則としていること。また、当該運用方針は別添のとおりであるので、その内容にも留意すること。
- 3 退職手当審査会については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、人事委員会の附属機関として設置することが適当と考えられるが、人事委員会に、地方公務員法第8条第1項第12号の「法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務」として、退職手当審査会の機能を持たせることも差し支えないこと。また、人事委員会を置かない市町村においては、当該市町村の長の附属機関として退職手当審査会を設置することが適当と考えられること。
- 4 職員の退職手当に関する条例（案）の適用を受ける職員には、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職の職員は含まれないが、これらの者に対する退職手当制度についても、条例（案）の適用を受ける職員との均衡を考慮して定めることが適当であること。
- 5 今回の国家公務員退職手当法等の改正に伴い、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）が改正され、地方公共団体が退職手当の全部または一部を支給制限し、または返納させた場合には、地方公務員共済年金の一部が支給制限されることとなる。  
このため、同法第144条の31及び同令第68条第10号の規定により、地方公共団体は地方公務員共済年金の支給制限に必要な事項を地方公務員共済組合に報告することとしていること。